

(記入要領)水質汚濁物質排出量総合調査について

はじめに

この調査は、水質汚濁防止法「(以下、「法」という。)に定める特定施設を有する工場又は事業場(特定事業場)における、水質汚濁物質の排出実態を把握することにより、法の施行上の基礎資料を得ることを目的としたもので、環境省が実施するものです。次頁以降に示す記入要領に従って調査票に御記入の上、下記期限までに御回答くださるようお願いいたします。

なお、御回答いただいた個別の調査票の内容は秘密扱いとし、外部に公表することはありません。報告されたデータをもとに特定施設分類別や産業分類別にデータを集計し、その集計結果を調査結果概要として公表いたしますので、正確に回答くださいますようお願いいたします(前回の調査結果概要は、環境省HPに公表しております)。この公表資料から個々の事業場の特定は不可能ですので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

また、報告されたデータを根拠として、法に基づいた罰則等は適用されませんので、実態に合わせて正確なデータを御記入くださいますようお願いいたします。

記

- 調査票提出期限 令和6年10月31日まで
- 調査対象期間 調査対象の期間は、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間)です。
- 調査対象事業場 本調査では、法に定める特定施設を有する工場又は事業場(特定事業場)のうち、日間平均排出水量が50m³以上の特定事業場又は有害物質使用特定事業場を対象としています。なお、特定施設を有していても下水道(合流式、分流式)に全量排水している特定事業場は調査対象とはなりません。
- 本件の問合せ先 本件に関する質問等は、下記(株)ピーシーサポートサービスが一括して対応させていただきます。

会社名	: 株式会社ピーシーサポートサービス
住所	: 〒154-0004 東京都世田谷区太子堂5-2-5
電話番号	: 0120-342-456 (受付: 10/1~10/31の平日 10:00~17:00)
FAX	: 03-5481-6012 E-Mail: water2024@pcsupport.co.jp
担当者	: 田中、大橋、末永

本調査は、環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室の請負調査として実施しています。調査票の様式など、調査の改善のための御意見がある場合は、下記の連絡先宛てに御連絡ください。

連絡先	: 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室
電子メール	: mizu-kanri@env.go.jp

以上

【 調査票の記入要領 】

- 太枠で囲まれた欄のみ記入してください。
- 数字は1文字につき1マスを用いて、小数点があれば小数点も1つのマス目を使用してください。
- 調査票の中で、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたもので、今回の参考にしてください。前回調査で未報告の場合は、当該網掛け欄は空欄となっています。今年度調査で該当する項目について、必ず御回答くださいますようお願いいたします。

以下、記入に当たっての説明を項目ごとに述べますので、充分御理解の上、記入してください。

1. 工場・事業場の概要

- (1) 工場・事業場名
(2) 所在地 } 記載内容をご確認ください。

「工場・事業場名」及び「所在地」については、変更があった場合には法の規定により各所在の自治体に届け出ることとされています。この届出に基づいて作成された各自治体の事業場台帳に基づき調査票の情報を更新しており、変更があった場合等は都度反映しております。万が一、実際の工場・事業場名または所在地が調査票に記載されたものと異なっている場合は、変更の届出が正しくなされていない可能性がありますので、所在の自治体の水環境管理担当当局にご確認をお願いします。

- (3) 記載担当者 記載内容について問い合わせる場合に使用します。記載担当者の所属・氏名、連絡先電話番号を御記入ください。

- (4) 産業分類 前回調査の結果等をもとに5つまで印字されていますが、該当しないものがあれば、それぞれ左の□欄に×を記入してください。
また、主に行われている事業で記載されていないものがあれば、その内容を一番下の欄に記入するとともに、産業分類番号が分かる場合は、左の2桁の欄に分類番号を記入してください。その場合、産業分類は主なものを5つまでデータ化しますので、既に産業分類が5つ記載されている場合は、削除してよい産業分類の□欄に×を記入してください。

※(4)産業分類は、総務省が告示する「日本標準産業分類」の項目のうち中分類項目を指します。日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、昭和24年に制定されました。その具体的な内容は、事業所において行われる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、公務などすべての経済活動を、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階に分類したものであります。産業構造の変化に伴い改正を重ね、最新は令和6年4月に改定されています。なお、詳細は総務省ホームページに掲載しております。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

※末尾に分類表を掲載しております。

- (5) 事業場の稼働状況 令和6年3月31日現在における事業場の稼働状況について、下記より稼働コードを選んで□欄に番号を記入してください。
なお、分流式下水道に全量排水する事業場も、「2」となります。

稼働状況	稼働コード
稼働中（今回の調査対象となります）	1
下水道に全量接続（雨水以外の排水の公共用水域への排出はない）	2
R6.3.31現在建設中で稼働していない	3
休止（稼働を再開する見込みはあるが停止中）	4
廃止（稼働を再開する見込みはない場合も含む）	5
その他（誤って郵送されてきたなど）	9

以下は、「(5)事業場の稼働状況」において「1（稼働中）」を選択された場合のみ、御記入ください。
「1（稼働中）」以外を選択された場合は、(6)以下は記入する必要はありません。

(6)～(11) 規模の指標について

すべて令和6年3月31日現在の状況で記入してください。

(6)延床面積 工場又は事業場の建築物の総床面積を記入してください。なお、住宅団地等の場合は、関係している住宅の延床面積の合計を記入してください。

(7)従業員数等 従業員数（常用労働者、個人事業主及び無給家族従業員の合計）を記入してください。なお、水道施設の場合は給水人口、集合型生活排水処理施設（下水道終末処理施設、集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽など）の場合は処理対象区域の利用人口、学校の場合は職員数と生徒数の合計となります。

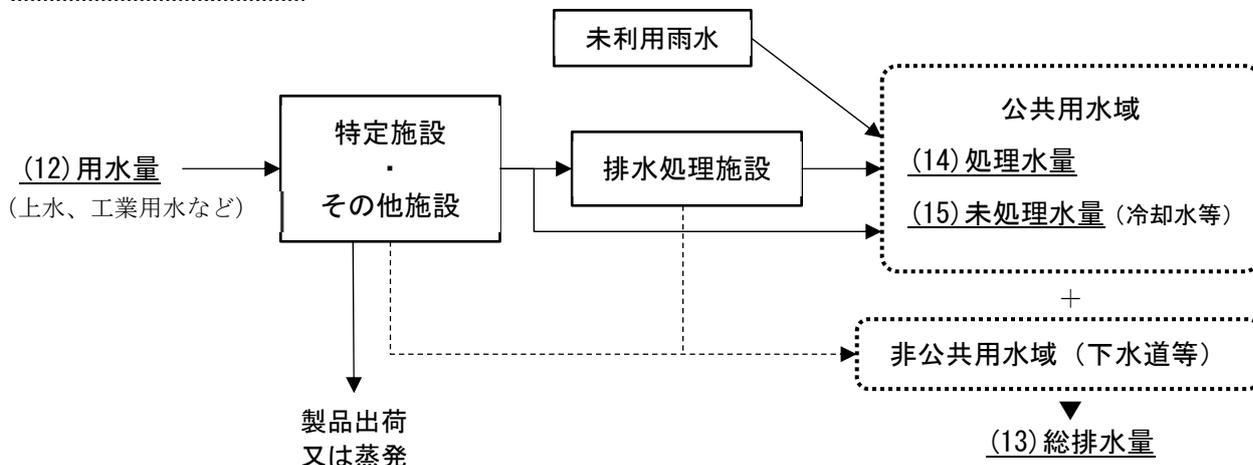
(8)出荷額等 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）における工場又は事業場の出荷額（出荷額がない場合は、収入額、年間予算額、年間取扱額等）を1万円単位で御記入ください。なお、住宅団地の場合は記入不要です。

(9)～(11)飼育頭数 畜舎（豚・牛・馬）のある事業場のみ記入してください。令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）における通常の家畜の飼育頭数を頭単位で記入してください。

2. 用排水量及び排水処理方法

ここでは、一日当たりの用排水量*について、(12)用水量、(13)総排水量、(14)処理水量及び(15)未処理水量（いずれも単位は m^3 /日）に分けて記入してください。ただし、(14)処理水量及び(15)未処理水量については、河川など公共用水域への排出分のみを記入してください。

※ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間に、事業所で使用、排出した用排水量を操業日数で除したもの



注1) 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接する水路等で下水道以外のものをいいます。

注2) 水道施設（64の2（水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設番号。括弧内の数字において以下同じ。））において、(12)用水量には浄水される水量も含まれます。

注3) し尿処理施設（72）、下水道終末処理施設（73）において、(12)用水量には処理対象となる受入し尿や下水の量は含まれませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、(13)～(15)は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

注4) 廃油処理施設（70）、産業廃棄物処理施設（71の4）、し尿浄化槽（72）、共同処理施設（74）のみが設置されている事業場においては、注3)に準じて、処理対象として受け入れる廃油、廃酸・廃アルカリ、し尿等又は特定事業場から排出される水は(12)用水量には含まれませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、(13)～(15)は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

(16)排水処理方法 使用している施設からの排水を処理している場合、その主な排水処理方法を下記のコードから選択し、記入してください（複数回答可）。

排水処理方法の種類	コード
活性汚泥	01
その他の生物処理	02
凝集沈殿、凝集浮上、加圧浮上	03
砂ろ過	04
オゾン処理	05
活性炭	06
油水分離	07
その他の高度処理	08
沈殿、中和、無機物の除去を主たる目的とした処理等	09
その他	10

3. 排水濃度等

ここでは、工場又は事業場の排水口からの排水について記入していただきます。ここで、排水口とは、工場又は事業場から河川や海域等の公共用水域へ排出されるもの全てを指します。なお、未利用雨水のみの排水などについて、排水濃度等を測定されていない場合は、これを除いて排水濃度を算出してください。

(17)排水濃度 各項目における平均的な排水濃度（1年間の平均値など）を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄に「ND」と記入してください。事業場内において、公共用水域に排出する排水口が複数ある場合、平均的な排水濃度は、工場又は事業場内の各排水口の排水量と排水濃度から次のように平均値を算出し、その値を記入してください。

<平均的な排水濃度の算出方法>

排水口1 (排水量 Q_1 排水濃度 C_1)
 排水口2 (排水量 Q_2 排水濃度 C_2)
 排水口3 (排水量 Q_3 排水濃度 C_3)
 ⋮ ⋮ ⋮
 排水口N (排水量 Q_N 排水濃度 C_N) の場合、

平均的な排水濃度Cは、

$$C = \frac{Q_1 \times C_1 + Q_2 \times C_2 + Q_3 \times C_3 + \dots + Q_N \times C_N}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + \dots + Q_N}$$

となります。

ただし、排水濃度が定量限界以下（ND）の場合は、排水濃度は0として計算してください。

注1) 水素イオン濃度（pH）については、1から14の範囲内で数値を記入してください。

（この範囲を超える数値は存在しません。）

注2) 大腸菌群数の単位は、「 $\times 1000$ 個/cm³」であるため、記入の際には充分御注意ください。

なお、cm³=mlです。

（例：500 個/cm³の場合 → 0.5 と記入してください。）

(18)測定回数 各項目で対象期間内に測定した回数を記入してください。

4. 有害物質の製造・使用・処理の有無、排水濃度等

ここでは、有害物質を製造、使用又は処理している事業者のみが対象となります。なお、調査票に記載されている有害物質名については、別の呼び方が用いられていることがあります。次の表に別名の主な例を示していますので、該当する物質がないか充分御確認いただきますようお願いいたします。

(19)使用の有無、(20)製造の有無、(21)排出方法について、前回調査において御回答いただいた項目には、あらかじめ回答欄に○をつけています。当該箇所を訂正する場合は、○を⊖のように抹消したうえで、該当する番号に○をつけてください。

項番	項目名	別名の例
03	有機燐化合物	パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN
10	トリクロロエチレン	トリクレン、三塩化エチレン、三塩化エテン、エチニルトリクロライド
11	テトラクロロエチレン	パークレン、四塩化エチレン、パーククロロエチレン
12	ジクロロメタン	塩化メチレン、ジクロロメタン、メチレンクロライド、二塩化メチレン、メチレンジクロライド
13	四塩化炭素	四塩炭、四クロロメタン、ベンジノホルム
14	1,2-ジクロロエタン	二塩化エタン、二塩化エチレン、エチレンジクロライド
15	1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエテン、塩化ビニリデン、ビニリデンクロライド
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエテン
17	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム
18	1,1,2-トリクロロエタン	β-トリクロロエタン
20	チウラム	テトラメチルチウラムジスルフィド、グリーンチオノック、チオノック、チウラミン、ポマゾールエフ
21	シマジン	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン
22	チオベンカルブ	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート
24	セレン	セレニウム
28	1,4-ジオキサン	ρ-ジオキサン、酸化ジエチレン、エチレングリコールエチレンエーテル

(19)使用の有無

当該物質を使用している場合は、使用量の多少にかかわらず、「1」を○で囲んでください。使用していない場合は、「2」を○で囲んでください。また、当該物質を原料とする製品を使用している場合も使用しているものとみなします。

(20)製造の有無

当該物質を製造している場合は、製造量の多少にかかわらず、「1」を○で囲んでください。製造していない場合は、「2」を○で囲んでください。また、当該物質を含む製品を製造している場合も製造しているものとみなします。

(21)排出方法

それぞれの有害物質を含むおそれのある汚水等がどのように排出されているかについて、下表の中から該当するコードを選択し、番号を○で囲んでください。

なお、「(19)使用の有無」及び「(20)製造の有無」において、いずれも「無」の項目については空欄としてください。

排出方法	コード
処理後の排水は公共用水域（川、海など）へ排水している。	1
廃棄物処理業者が（廃液などを）回収している。	2
処理後の排水は下水道へ排水している。	3
その他	4

「(22)排水濃度」は、「(21)排出方法」において「1：処理後の排水は公共用水域（川、海など）へ排水している。」を選択された項目のみ、御記入ください。

(22) 排水濃度

工場又は事業場からの排水水について、排水濃度を分析している項目があれば、その項目について排水濃度を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄へは「ND」と記載し、排水濃度データが複数ある場合は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）において最大のものを記入してください。なお、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたものですので、参考としてください。排水濃度を分析していない項目については、空欄のままです。

(23) 測定回数

各項目で対象期間内に測定した回数を記入してください。

その他、御不明な点等ございましたら、問合せ先に御連絡くださいますようお願いいたします。
御協力ありがとうございました。

産業中分類表

1	農業
2	林業
3	漁業（水産養殖業を除く）
4	水産養殖業
5	鉱業、採石業、砂利採取業
6	総合工事業
7	職別工事業（設備工事業を除く）
8	設備工事業
9	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業

35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等

67	保険業（保険媒介代理業、保険 サービス業を含む）
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業（別掲を除く）
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業

(参考)測定項目、測定・記録・保存、罰則の内容

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している事業者は、排出水の測定・記録・保存が必要です。

平成 23 年 4 月 1 日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質の項目について、水質の測定・記録・保存が義務付けられました。

1. 測定項目

排水基準が適用されている項目のうち、特定施設の設置等の届出の際に排水口ごとに届け出されている項目（水質汚濁防止法施行規則 様式第 1 別紙 4）

2. 測定・記録・保存

①排水口ごとに排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に 年 1 回以上測定（温泉を利用する旅館業の場合、一部事項（ほう素、ふっ素等）の測定頻度は 3 年に 1 回以上）※

②所定の様式（水質汚濁防止法施行規則 様式第 8）に記録し、3 年間保存

※条例においてより多い回数 of 測定が義務付けられていることもあります。

3. 罰則の内容

測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合
30 万円以下の罰金

特定施設の設置（使用・変更）届出書（様式第 1 別紙 4）

工場又は事業場における施設番号		No. 1排水口		No. 2排水口	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD COD SS T-N T-P ほう素 ふっ素				
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大

水質の測定項目は、左記の様式により届け出た項目（破線枠）です。

通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるものについて、届出の記載事項に過不足がある場合は、法第 7 条に基づき、変更の届出を行ってください。